

J A M 政策NEWS

2012年4月3日 第2012-020号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

国民年金法等改正法案国会提出

政府は、3月30日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。法案には、「社会保障と税の一体改革大綱」の中で「現行制度の改善」として示された基礎年金国庫負担1/2の恒久化

や年金の最低保障機能の強化、短時間労働者への適用拡大等が盛り込まれました。

また注目されていた短時間労働者への社会保険適用拡大は、賃金・勤務期間・企業規模等の要件が設けられました。

【改正法案の概要】

1. 国民年金関連

(1) 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間（保険料を納めた期間）を25年から10年に短縮する。

(2) 最低保障機能の強化と高額所得による支給停止

低所得者：一定の基準（法案成立後定める）に該当する受給権者には年金額を加算する。（老齢・障害・遺族基礎年金が対象）

高額所得者：所得が一定の金額（法案成立後定める）を超える受給権者は、老齢基礎年金の額の1/2を上限に老齢基礎年金を支給停止する。（国庫負担分の1/2が支給停止になる）

(3) 遺族基礎年金の支給対象の拡大

これまで支給対象外であった夫にも支給対象を拡大する。

(4) 基礎年金の国庫負担

2014年度から基礎年金の国庫負担割合を1/2にする。

2. 厚生年金関連

(1) 短時間労働者への適用拡大（2016年4月1日から）

以下の5要件をすべて満たした場合、厚生年金の被保険者とする。

週所定労働時間20時間以上

月額賃金78,000円以上

勤続1年以上

学生でないこと

従業員501人以上の企業であること

(2) 産前産後休業期間中の保険料免除

被保険者の申し出により、事業主と被保険者の保険料を免除する。